



専門性と学校の支援体制

千葉大学教育学部助教授 真城知己

1. 教員免許状をめぐる

平成17年12月に、中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が出され、特別支援教育の具体的な枠組みの見通しが示されました。

その中で教員免許制度の見直しについても言及されましたが、そこでは「様々な障害に関する幅広く基礎的な知識を有することが求められています。これに対応するために、従来のような盲学校・聾学校及び養護学校の学校種別の教員免許状ではなく、これらを一本化した特別支援学校教諭免許状が創設されることになりました。

特別支援教育では、特別支援学校だけではなく、小学校や中学校等における対応が重要となることから、特別支援学校に関わる免許状（いわゆる「学校免許」）ではなく、「特別支援教育免許状」とすることが不可欠のはずだったのですが、結果的にこの点に関しては、中長期的な課題として位置づけられるに留まりました。これは、小学校や中学校における特別支援教育の専門性を保障する上で、今後、大きな課題になることは避けられません。少なくとも75条の学級（特殊学級）及び通級指導教室を担当する教員、そして、特別支援教育コーディネーターに、専門の免許状を保有する

ことを義務づけなければ、最低限の資質と責任の保障を明確にすることが難しくなるからです。

同答申では、「特別支援教育を担当する専門性のある教員の確保・増大を図るために現職教員」の特別支援学校教諭免許状の取得を促進することの必要性が指摘されていますが、免許状の保有は、「専門性」に関わる最も基礎となる資格と責任の所在を表すものですので、しっかりと意識しておかなければなりません。あまり良いとはいえませんが、自動車の運転免許証を保有しなくても一定の運転技術を持っている人はいますが、万一、そうした人が運転する路線バスに乗り合わせたらどのように感じますか？これがパイロットの資格を持たない人が操縦する旅客機だったら？もちろん、現実にはこうしたことはありえないのですが、教員の免許状に関してもそのぐらいの受け止めをしていただきたいと思います。

答申では、心理学的な内容への重視が示される一方で、教育の理念などが相対的に軽視される傾向も出てきました。特別支援教育を効果的に推進するためには、ノーマライゼーションやインクルージョン、特別ニーズ教育といった教育や福祉に関わる基本の考え方を十分に理解することがきわめて重要なのですが、この点がしっかりと認識されなかったことは大変残念であるばかり

りか、今後の展開における方向性を見誤らないかとの心配も出てきました。こうした点への危惧はありますが、従来から批判の多かった教員免許状を保有しなくてもよいとする例外規定の根拠であった教育職員免許法附則第16項を時限を設けて廃止することも明記されました。

適切な特別支援教育の展開のためには、通常学校においても全ての教員がその役割と責任を分担することが求められますが、特別支援学校の教員をはじめ、まずその推進に中心的な役割を担う教員の免許状保有を促進することは喫緊の課題として認識しなければなりません。実務経験を特別支援学校教諭免許状の取得に活かす仕組みを検討することも答申されており、こうした取得促進のためのシステム整備や、教員免許状と連動した継続的な資質向上のための研修制度の充実を進めることが求められます。

2. 子どものニーズの把握と診断

さて、第1回目には、国や自治体から示された特別支援教育に関するガイドラインを手掛かりに、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする判断された児童がスクリーニングをはじめとした一連の対応が機械的に進められた結果、不登校になってしまった事例を示しました。

そこでの問題は、子どもに専門的対応を用意することばかりに意識が向けられてしまい、本来、通常学級での提供が模索されなければならないことまで、抽出された場における指導のみで解決しようとした点にありました。

通級指導教室の有効な活用の仕方は、通

常学級の役割と責任のあり方とのセットで考えられなければならないものです。

現在、特殊学級や通級指導教室を担当する教員の努力によって、そうした場がなければ学校に通ってくることを継続できなかったであろう多くの子どもたちが救われるようになってきた一方で、こうした子どもたちへの適切な学習環境を提供するために通常学級が担わなければならない役割と責任が後回しにされる傾向も一部では強まってきています。

特別支援教育は、将来的に、子どもたちの様々なニーズを包含して対応することができるよう方向性を持たなければ、理論的にも実践的にも大きな壁に突き当たることが予想されます。この解決のためにはインクルージョンの考え方や特別な教育的ニーズに関する考え方をしっかりと理解することが求められますが、これは最終回で取り上げます。

1) 診断について

さて、子どもたちへの適切な支援を提供するためには、その子どもにとって「何が課題となっているのか」の見極めが不可欠であることはいうまでもありません。

「学習活動に参加できない」、「他の児童生徒との関係が上手くできていない」といった困難に直面している子どもたちに適切な支援を用意する手掛かりを得るために、様々な評価や診断が行われています。

診断がきちんとなされていることが求められるのは、誤った診断や評価に基づく不適切な対応が、将来にわたってその子どもに不利益をもたらすことが生じるからです。

学習障害の子どもが、何の診断も受けないまま、学校で知的発達の遅れがある子ど

もであると判断されてしまい、適切な配慮が用意されなかったために、学習面ばかりでなく対人関係面においても著しい困難に直面するようになってしまったり、実は高機能自閉症であるのに、医師から統合失調症と誤って診断されたために、たくさんの薬を処方されて、症状が一層深刻になってしまった方もいます。

このようなことがないようにするためには、正確な診断が不可欠です。

しかし、学校においては子どもの医学的診断や心理学的診断が、子どもが必要とする教育的配慮に直接対応するわけではないことも理解しておかなければなりません。

こうした視点は、およそ30年も前に「特別な教育的ニーズ」という考え方を世界に広めることに貢献したイギリスの「ウォーノック報告」などで、すでに指摘されていたことでもあります。ご存じの方も多いと思いますが、イギリスでは、子どもの教育的対応を導くための発想が、あまりに医学的あるいは心理学的診断に偏っていたことを是正するために、教育制度上の用語から「障害カテゴリー」を撤廃してしまったほどなのです。具体的には、医学的診断や心理学的診断は、「本人の欠陥」を明らかにし、そこに対する働きかけを導く発想のものが多く、子どもの学習環境の問題を明らかにしたり、教育的ニーズを導くこととは必ずしも合致しないという問題が強く意識されたことが背景にあるのです。

また、医師の診断自体が絶対的ではないことも知っておく必要があります。高機能自閉症の診断には現在、DSM-IVの基準が適用されていますが、たとえば、DSM-IVでは、AD/HD と高機能自閉症は合併しないことになっていますが、実際にはそうした事例が存在することも知られています。

もちろん、医師の診断が不正確だというような不安をあおるつもりは毛頭ありません。

しかしながら、特に教育的な可能性については、医師でも必ずしも見通しが持てるわけではないのです。私が関わっている高機能自閉症の学生は、医師からは、「大学での就学を継続することは無理だろう」といわれました。たしかに、入学後まもないころのその学生の症状は大変深刻で、頻繁にパニックを起こしていましたし、情報処理の授業中にパソコンのディスプレイを前に座っている学生に投げようとしたり、「誰かを刺し殺してやりたい」といった言葉を頻繁に発したり、他の学生の首を絞めようと手をかけたことさえあった状況で、授業にも参加できずに苦しんでいました。しかし、学生支援室や所属学部・学科の先生方の協力を得ながら、履修科目を減らしたり、様々な配慮事項を各授業において担当教員に意識して頂いたり、本人が得意とする分野で他者との関係が形成できるような場を用意したりといった工夫を重ねて、現在は、学業に取り組むことができています。

また、就学指導委員会の場合でも、医師による所見が、「知的な遅れが見られるので、より個別の支援を得られる特殊学級への就学が適当」といった程度の教育的見通ししか記載されていないこともあります。明らかな知的障害にも関わらず「自閉的傾向」との所見が記されていたことさえあるのです。

少しそれた話が長くなりましたが、適切な環境を整えることによって、子どもたちが持っている力を発揮することができることが、「診断」からの予想とは一致しない場合もあるということです。「診断」がな

いので対応ができないという発想は論外です。

特別支援教育は、「一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う」ものであると謳われています。

教育に携わる者の役割は、まさに子どもの教育的可能性を見だし、それを最大限に支援するための実践を展開することです。それゆえにこそ、正確な診断の必要性和教育的可能性を把握することとを混同しないように意識しなければならないのです。

2) 特別な教育的ニーズ論の視点からのとらえ方

子どもの教育の可能性を明らかにするためには、子どもの困難をとその原因を学習環境に照らして把握することが大切です。

つまり、子どもがどのような環境の元で困難を示しているのかを把握することが必要なのです。

例えば、刺激への反応性が高く、多動傾向の強い子どもが経験する困難の原因は、子ども自身の障害特性だけによるのではなく、刺激の強い「環境」にもあることは明白です。見通しが持ちにくい環境で混乱してしまう自閉症の子どもの場合も同様に学習環境面での原因を明らかにすることができます。

しかし、子どものスクリーニングのためのチェックリストや評価票、そして指導計画に子どもの学習環境について記載する欄をきちんと設けている学校がどのくらいあるのでしょうか。

学習環境にも子どもの困難を引き起こす原因があることは、多くの教師が気づいていますが、それを子どもの評価や指導計画に位置づけている例が少ないのは、まだま

だ子どもの困難の原因が子ども自身にしか目を向けられていないことの証左なのかも知れません。

特別な教育的ニーズの考え方の中でも、いわゆる「相互作用モデル」と呼ばれる考え方では、子どもの特別な教育的ニーズの把握と適切な対応の方向性を導くために、子どもの個体要因と環境要因との相互作用の構造を明らかにしようとする特徴を持っています。

この考え方では、ある子どもが学習環境の中で、どのような連鎖が生じ、ニーズが強まる循環ができてしまうのかを明らかにするとともに、ニーズを軽減するための連鎖を形成するための分析を行って、子ども自身の要因と同時に子どもの学習環境をもよりよい状況につなげていく方向性を導こうとします。

この考え方は、現在、ニーズのある子どもにとって有効であるばかりでなく、その子どものいる学校全体の学習環境をよりよい状況にしていくことにつながる点が重要です。

この意味で、特別な教育的ニーズ論の「相互作用モデル」の考え方は、特別支援教育を進めていく上で一つの有効な視点を提供してくれるはずです。

3. 学校の支援体制

特別な教育的ニーズ論では、環境要因の分析の中で、各学校の支援体制についても検討を行うことになります。

例えば、現在、通常学校において、特別支援教育を展開するために、特別支援教育コーディネーターや特殊学級、通級指導教室の担当教員だけが孤軍奮闘し、他の教師が役割や責任を十分に分担していない例が

ありますが、こうした学校の場合、環境要因の不適切さによって、子どもの特別な教育的ニーズが強められている構造が描かれるはずです。

各学校の教員構成は多様です。小学校や中学校で、障害児教育に関する高い専門性を持った教師のいる学校もあるでしょうし、障害児教育の経験はなくとも、子どもの心理学的特性の理解のための基礎がしっかりした教師のいる学校もあるでしょう。教材開発の得意な教師や集団形成の得意な教師など、様々な得意分野を持った教員がいて、それぞれがその学校の大切な「資源」です。そして、特別な教育的ニーズ論の観点からいえば、各教師が、子どもの特別な教育的ニーズを軽減するための環境要因となるのです。

だからこそ、各学校ごとに自校の教員集団がどのような特徴を持っているのかを十分に意識した支援体制を構築するように意識することが重要な意味を持てきます。これは通常学校の場合も、盲・聾・養護学校の場合も同様です。

教員には異動がありますから、学校における人的な環境は、動的な性質の強いものですが、各学校が積み上げてきた特色に照らした特別支援教育の体制づくりを模索してみましょう。例えば、重い障害を持つ子どもたちへの指導経験のある教師であれば、子どもたちのわずかな反応を丁寧に把握することに長けているはずですが、その視点は他の多くの子どもたちにも役立つことでしょう。

一方で、これまで障害児教育に関する知識や経験を持っていなかった教師たちが、「自分は全く専門性がない」と肩を落とさなくてもよいのです。

通常学校において、学習障害やAD／HDに関する知識を全く持っていなくても、実際にはこうした子どもたちの指導をすでにほとんどの教師が(自覚はなくても)経験しているはずで、中には、そうした子どもたちへの特別な支援をおよそ考慮していなかった教師もいるかも知れませんが、多くの教師は、自分なりの「小さな工夫」を重ねて、困難を示す子どもたちが理解しやすいような授業の工夫をしてきたはずで、

そうした「小さな工夫」をたくさん列挙して、各学校ごとに教員同士で共有して見て下さい。そこには、特別支援教育の個別指導で「有効な工夫」としてあげられていることに共通するものを見つけられるはずで、

学校の支援体制づくりは、校内委員会の設置といった組織面でのことだけではなく、これまでに各教師が蓄積してきた指導経験や方略を学校内で共有することによって図っていけるのです。これが子どもの学習環境の質を高め、様々な子どもの教育的ニーズに対応できる学校づくりにつながるのです。

次の段階では、各学校が担う役割や責任と、学校外の機関との協力関係を構築するために、自校の資源についてしっかりと説明することが求められます。

今回は、こうした点について説明しながら、各学校が他の機関と連携を図るために必要な要素について取り上げたいと思います。

文献

真城知己：特別な教育的ニーズ論～その基礎と応用～，文理閣，2003。